

# 原告・弁護団、東京高裁不当判決を不服として上告、 「小林勝 20 条裁判を支援する会第 4 回総会の開催と 会員継続・新規加入及び会費の納入のお願い

事務局長 小林春彦

梅雨あけが待ちどおしいですが、今後、暑い夏の季節の到来です。今年はコロナとの戦いも加わりますが、皆様におかれましては、ご健勝のことと存じます。日頃から、「小林勝 20 条裁判を支援する会」の運動にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

## 6 月 24 日、東京高裁は「原告の訴えを棄却する」との不当判決！

2016 年の 11 月、中央学院大学非常勤講師の小林勝さんが、労働契約法 20 条（非正規雇用と正規雇用との均衡待遇を定める）違反等を活用し、過去 3 年間分の『差額支給と専任化約束不履行の損害賠償』を求めて、大学を東京地裁に提訴して闘って来ました。原告・弁護団・支援する会は昨年 5 月 30 日の東京地裁の不当判決を不服として昨年 6 月 10 日、東京高裁に控訴しました。

一審の被告大学側の形式的主張(就業規則にある専任教員の多様な業務)を丸のみし、小林勝さんの勤務実態(専任教員以上の授業コマ数を引き受け担当)を無視した不当判決を覆すべく、追加準備書面では、「労働契約法 20 条の趣旨から、使用者は信義則上、契約上の付随義務としての『労働条件均衡配慮義務』を負い、その違反が認められる場合には、債務不履行に基づく損害賠償義務を負うべきであり、被告は賠償義務を負うべきと言うべきである。また、賞与についても原告の勤務実態からしても全額不履行は不合理であり、前項と合わせて、被告は賠償義務を負うというべきである。」とし主張しました。

第 1 回 9 月 11 日、第 2 回 11 月 11 日に控訴審が開かれ、結審となりました。

裁判長は判決前に 12 月 9 日(月)と 1 月 17 日(金)の 2 回に渡って「和解協議」の場を設け、本件の和解による解決を探りましたが、原告と被告の解決内容の溝が埋まることなく決裂しました。当初、判決は 2 月 5 日(水)予定でしたが、和解決裂を受けて、裁判長は判決を 4 月 22 日(水)言い渡すことを決定しましたが、コロナ禍で再度順延となり、6 月 24 日となりました。

判決までに、東京高裁に対する「公正な判決を求める要請書」(団体署名)と中央学院大学に対する「ハラスメントや組合つぶしの不当労働行為を止め、小林勝さんを専任教員にする要請書」(団体署名)を取り組み、110 団体を集約して、裁判所と大学に提出し、要請しました。また、コロナ禍で行事中止や取り組み中止せざるを得ませんでした。中央学院大学及び我孫子駅周辺での宣伝カーによる街宣行動や高裁前での宣伝行動、大学との団体交渉、不当労働行為救済申し立て都労委闘争、ハラスメント裁判等闘いを展開してきました。

しかし、東京高裁白井幸夫裁判長は「原告の訴えを棄却する」との不当判決を出しました。昨年の東京地裁・江原健志判決をことごとく追認・踏襲した上、更に弁護団が控訴審で追加した補充的主張＝「信義則上の付随義務＝『労働条件均衡配慮義務』違反」の指摘についても、常勤講師の勤務実態とは著しくことなり、専任教員と同等かそれ以上の担当科目やコマ数を担ってきた実態について、本人が「合意したところに基づくもの」に過ぎず、均衡待遇の理由とはならない、と全面的に否定しました。

また、控訴人が、当時の法学部長たちが専任化に期待を持たせるような言動をしていたと主張は、一審判決も認めたとおり否定はできないが、それは大学側の総意に基づくものになっておらず、原告がそのような期待を抱いたとしても、あくまでも「主観的なものにとどまる」と述べ、使用者と被雇用者としての非常勤講師との立場上の優劣など、一顧だにされず、賞与はおろか、諸手当についても請求を一蹴した全くの反動判決という他はありません。

これを受けて原告・弁護団は不当判決を許さず、上告して闘うと 7 月 8 日上告手続きを行いしま

した。

## 支援する会第4回総会を成功させよう！

支援する会の第4回総会を開催し、不当判決に負けず、上告審を闘う方針と体制を確立したいと思えます。総会を成功させ、最高裁での逆転勝訴を勝ち取るため、皆様には、万障お繰り合わせの上、参加をお願い致します。

日時：8月31日(月)18時受付18時30分開会

場所：神保町区民館3F A室

内容：経過報告・総括・方針・財政・役員体制

講演：加藤晋介弁護士(予定)

\* 終了後親睦会を予定しています。

## 会員継続・新規加入及び会費の納入のお願い

新たな局面を迎えて、長期に闘える体制作りと財政作りが急務です。会員の継続と会費の納入をお願いします。

年会費 団体一口 3000円 振込先 ゆうちょ銀行口座番号00140-4-603288

個人一口 1000円 加入者 小林勝さんを支援する会

事務局としては、引き続き、会員の拡大と勝利に向けた諸行動を企画し、取り組んでいく所存です。今後ともご支援・ご協力のほど、宜しくお願いします。

末筆ながら、会員の皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げます。 2020年7月吉日